

質疑回答書

高知市長 桑 名 龍 吾

番号	質疑事項	回答
1	仕様書に基づき、四国電力株式会社が定める燃料費調整制度以外の契約は一切認められないとの認識で良いでしょうか。 (例えば、落札者が独自に定める燃料費調整制度や燃料費調整を行わない契約など)	お見込みのとおりです。仕様書第3章「8 燃料費調整額の算定」に記載のとおり、燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める高圧供給のものとし、独自の燃料費調整額とすることはできません。
2	競争見積の結果の通知及び公開において、売電単価・買電単価それぞれの内訳は公表されないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	仕様書第3章「5 使用電気料金の算定」に記載のとおり、計算式に燃料費調整額を含みますので、燃料費調整額を含めた料金メニューでの対応としてください。
4	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元(基準燃料価格、基準市場価格、算定式等)を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	仕様書第3章「8 燃料費調整額の算定」に記載のとおり算定し、燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める高圧供給のものとしします。契約期間中に四国電力株式会社の燃料費調整単価に係る算定諸元が変更された場合、変更後の算定諸元に基づいた燃料費調整単価を適用します。
5	旧一電において燃調諸元の変更が行われた際、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	仕様書第3章「8 燃料費調整額の算定」に記載のとおり算定し、燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める高圧供給のものとしします。契約期間中に四国電力株式会社の燃料費調整単価に係る算定諸元が変更された場合、変更後の算定諸元に基づいた燃料費調整単価を適用します。
6	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直し(単価変更)が行われることをご了承ください。	買電については、電力売買契約書(案)第19条のとおり協議します。 手続きについては、受注者(乙)から必要書類を添付の上、単価変更の額、理由等を付記した申出書(任意様式)の提出をもって行います。 必要書類については、本市(甲)が契約単価を変更することが適当であるかを判断するために、受注者(乙)から、契約締結時及び変更申出時の単価設定の根拠となる書類等を全てご提出ください。 上記書類をご提出いただいた後、甲乙間で協議を行い、変更が必要であると判断した場合には、双方の合意に基づき単価を決定のうえ、変更契約を締結するものとしします。 反映時期については、変更後最初の検針日から適用するものとしします。 なお、売電(発電側課金)につきましては、本市が四国電力送配電株式会社に直接支払うものとしします。現在も同様の対応をしています。そのため、供給単価の見積には、発電側課金を含めないようお願いします。
7	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承ください。	構いません。ただし、仕様書第3章「8 燃料費調整額の算定」に記載のとおり算定し、燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める高圧供給のものとしします。

番号	質疑事項	回答
8	本件への参加に当たり、入札保証金(見積保証金)の納付は必要でしょうか。必要な場合、免除となる要件がございましたらご教示ください。	公告別紙1の一般競争見積に参加する者に必要な資格において、競争見積参加資格を満たし、審査を通過した場合は、原則、入札保証金の納付が免除となります。
9	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	該当する契約及び施設はありません。
10	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	「工事予定一覧」(質疑回答書と別にホームページへ掲載)のとおりです。 なお、工事(予定)時期は、資材の影響により変更となる場合があります。
11	契約電力500kW以上の需要場所について、仕様書別紙2-2に記載されている契約電力(予定契約電力)は、現在の契約電力から変更がないとの認識でよろしいでしょうか。変更がある場合は、現在の契約電力をご教示ください。	変更はありません。
12	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	現在の供給者は、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社です。
13	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	請求書等については、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」に記載のとおり、郵送又は電子データの送付をお願いします。その場合、高知市の請求書様式、若しくはそれと同等(高知市会計規則第47条第1号に基づく。)の様式を使用し、押印のされたデータのご用意をお願いします。
14	対象施設内で入居されているテナント様から個別(分割)での入金等は発生いたしますか。また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	入居しているテナント(指定管理者等)から個別(分割)の入金等はありません。ただし、仕様書別紙2-3の「14 鏡生活支援ハウスほほえみ」については、令和9年4月1日以降請求先が変更になる予定ですので、別途通知させていただきます。
15	現在の契約者と契約単価についてお教えてください	現在の契約者は番号12のとおりです。 また、契約単価の公表は行っておりませんので、お教えすることができません。
16	売電において、支払条件・支払日の指定はありますでしょうか。	仕様書第2章「10 料金の請求及び支払」のとおりです。
17	発電側課金については、仕様書第2章第15項に「四国電力送配電株式会社の託送供給等約款における発電者に係る料金については、本市が四国電力送配電株式会社に直接支払うものとする」とありますが、本件については、受注者(発電契約者)による発電側課金の代理回収は行わず、貴市が四国電力送配電株式会社へ直接支払う運用との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	契約書に系統連系受電契約等の記載がありませんでしたが、こちらについては条項追記又は別途覚書による対応をお願いできますでしょうか。	発電側課金を本市が四国電力送配電株式会社に直接支払うため、契約書(案)には系統連系受電契約に係る記載はありません。 受注者が本市から電気の供給を受けるために必要な手続である場合は、仕様書第2章「6 電気の供給に係る協力」(3)のとおり対応します。

番号	質疑事項	回答
19	バイオマス比率の通知は毎月いつ頃いただけますでしょうか。	検針日の属する月の前月のバイオマス比率は、原則、検針日から起算して5日以内(高知市の休日を定める条例(平成元年条例第 21 号)に定める市の休日に当たる日を除く。)に通知します。
20	高知市清掃工場の定期点検の予定についてお知らせください。	本件において本市が受注者へ電気を供給する期間(令和9年1月1日から同年12月31日までの期間)のうち、令和9年1月1日から同年同月5日まで、令和9年6月1日から同年同月24日まで及び令和9年12月20日から同年同月31日までの期間については、高知市清掃工場の定期整備による発電機の停止を予定しております。 なお、予定供給電力量は、高知市清掃工場の定期整備も見込んだ電力量です。
21	高知市清掃工場において、契約予定期間中に取引用電力量計やVCT 交換の予定はありますでしょうか。もし予定されている場合、その費用は発注者様のご負担となりますでしょうか。	取引用電力量計の交換を令和9年10月に予定しております。交換費用は本市が負担します。
22	参加申請書類、見積書等の提出期限につきまして、提出時間の指定がございましたらご教示いただけますでしょうか。また、開札時間につきましても併せてご教示いただけますでしょうか。	提出時間については特に指定はありません。また、開札時間につきましても、公告別紙6(6)に記載のとおり、電子メールもしくは書類郵送による提出となっており、開札時間は特に決まっていないため、お教えすることができません。
23	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	電力売買契約書(案)第20条に規定のとおりとします。
24	契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	契約締結期限は公告別紙13に記載のとおりとします。
25	第7条(権利義務の譲渡) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。 ➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	ご提示いただいた文言の追記はできません。
26	第20条(協議) 定めのない事項につき協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	「乙の電力需給約款」の内容については、電力売買契約書(案)第20条における「本契約に定めのない事項」に含み、参照の可否についても協議の上で決定することとなります。このため、追記の必要はないと判断します。
27	第〇条(違約金・・) 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、別紙に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、別紙に定める基本料金を加算した額の10 分の1 に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	ご提示いただいた文言の追記はできません。

番号	質疑事項	回答
28	買電に係る単価のうち、以下の事由による変更が生じた場合、契約期間中に契約金額(単価)の変更を行うことは可能でしょうか。① 四国電力送配電株式会社の託送供給等約款の変更に伴い、託送料金(単価)が変更 となった場合 ② 容量抛出金について、年度区切り(3月までと4月以降)で単価が変更となる場合 上記①及び②のいずれについても、電力売買契約書(案)第 19 条「事情変更」の規定 に基づき、甲乙協議のうえ契約変更(単価の見直し)が可能であるとの理解でよいのか、ご確認願います。また、可能である場合、変更の反映時期(変更後最初の検針日からの 適用等)及び手続(協議の要否、通知方法等)についてもご教示ください。	①については、電力売買契約書(案)第19条のとおり協議します。 手続きについては、受注者(乙)から必要書類を添付の上、単価変更の額、理由等を付記した申出書(任意様式)の提出をもって行います。 必要書類については、本市(甲)が契約単価を変更することが適当であるかを判断するために、受注者(乙)から、契約締結時及び変更申出時の単価設定の根拠となる書類等を全てご提出ください。 上記書類をご提出いただいた後、甲乙間で協議を行い、変更が必要であると判断した場合には、双方の合意に基づき単価を決定のうえ、変更契約を締結するものとします。 反映時期については、変更後最初の検針日から適用するものとします。 ②については、将来推移を参考に見積りしてください。